

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ（第 3 回） 議事概要

開催日時：令和 7 年 4 月 18 日（金） 13：00～15：00

開催場所：中央合同庁舎 2 号館 5 階選挙部会議室 ※WEB 会議と併用

出席者：須藤座長、板倉構成員、大竹構成員、越智構成員、北村構成員、喜連川構成員、成原構成員、箱丸構成員、堀之内構成員、横田構成員

事務局：阿部自治行政局長、新田大臣官房審議官（地方行政担当）、君塚行政経営支援室長
ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、デジタル庁

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局資料について
3. 意見交換
4. 閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】

- 令和 6 年度に AI 事業者ガイドラインが改定され、AI サービスを契約する際の開発者・提供者・利用者間の責任分界に関する記載が充実化された。自治体が生成 AI サービスを契約する際の責任分界の在り方についても、検討する必要がある。
- 現在議論が行われている AI 法案は、イノベーションを促進することを目的とし、イノベーションの促進を阻害するリスクを排除する内容であり、広島 AI プロセスでの議論を踏まえたものとなっている。また、同法案には罰則規定はなく、刑法や各業法で対応できるように、それらの改正を推進する法案となっている。
- 自治体の人的資源は有限であり、生成 AI によるイノベーションの促進に多くの人的資源を割くことが困難な自治体は多い。また、生成 AI の技術革新のスピードは速く、生成 AI サービスの現状把握のためにかかる労力は大きい。各自治体が、個別に生成 AI サービスの現状把握や契約を行うのは非効率であるとする。
- 各自治体が同じような検討をしなくても済むようにすべきである。中長期的に、生成 AI サービスをガバメントクラウドの基本的な機能として搭載していくことを検討して

も良いと考える。

- 本ワーキンググループの成果物として、生成 AI ガイドブックを作成するのであれば、生成 AI を業務にどのように活用するかハウツー（基本的考え方及び実践例）と、生成 AI を利用する正当性をどのように説明するかハウツー（基本的考え方及び実践例）を掲載することが考えられる。どのような利用方法が法に照らして適正なのかについて、自治体のみで判断するのは難しい。また、自治体には、住民監査請求制度があるため、生成 AI サービスを適正に利用しているかについて、住民から説明を求められる可能性がある。そのため、生成 AI を利用する正当性をどのように説明するかハウツー（基本的考え方及び実践例）を示す意義は大きいと考える。
- AI 法案は基本法や理念法の位置づけであり、生成 AI に対する規制は、既存の法令で対応する整理であるため、既存の法令の適正な改正が推進されなければならない。自治体から寄せられるリスクや規制に対する意見等が法改正の議論のきっかけになると考える。AI 法案には基本的施策として情報収集等が掲げられており、自治体からの意見収集が促進されることを期待する。
- 本自治体で制定した生成 AI の利用に関する条例には、自治体は住民に対して説明責任を果たす必要がある旨を記載している。あわせてリスクアセスメントの実施についても規定している。自治体が生成 AI サービスを調達する際には、生成 AI の利用に伴うリスクや責任の所在を明確にした上で調達することが重要であると考えます。
- 本自治体職員の生成 AI の利用率は、約 4 割に留まっている。生成 AI の利用を更に促進するためには、生成 AI を利用して得られる感動体験を創出する必要がある。RAG（Retrieval-Augmented Generation：検索拡張生成）を活用し、生成 AI が各業務に根差した回答を生成できるようにすることで、感動体験を創出できると考える。RAG を活用したとしても、参照できる情報量が少ないと回答精度が上がらないため、データベースに格納する情報量を増やしていくことが重要である。
- 本自治体では、ローコードツールを活用して、庁内ナレッジをデータベースに蓄積している。一方で、検索性の低さ等から、蓄積した庁内ナレッジが十分に利用されていない課題がある。今後、データベースを整形し、RAG を用いた生成 AI を使って情報の取り出しを簡単にしたいと考えている。
- 自治体における生成 AI の利用推進の前提として、自治体のデータガバナンスの強化も必要となる。データの保護や活用、データ形式の統一等、データガバナンスの在り方に

について整理し、本ワーキンググループの成果物に盛り込むべきと考える。

- 自治体は人材不足の課題を抱えており、生成 AI サービスの導入の検討に割ける時間は限られる。各自治体が個別に生成 AI サービスを契約することは、自治体の負担が大きい。約款型の生成 AI サービスは、利用手続きが簡単であるものの、機密性の高い情報を入力できない。これらの課題を踏まえると、ガバメントクラウドに生成 AI 機能を搭載することを検討しても良いと考える。
- 各自治体において、生成 AI の利用に関するガイドラインを策定しているが、その際に、どの自治体も類似する内容を検討しているように見受けられる。このことを踏まえると、政府が自治体向けに生成 AI の利用に関するガイドラインのひな型を示すと良いと考える。
- 本自治体では、データ処理が国内で完結する仕組みで生成 AI を利用している。また、入力データは学習に利用されないようにするとともに、RAG が参照するデータベースは庁舎内のサーバに置いている。このように、万全のセキュリティ対策を講じている。一方で、機密性 2 以上の情報を生成 AI に入力しても問題ないのかの判断がつかないため、機密性 2 以上の入力は禁止している。自治体でも共通のアドバイザリーボードに相談できるのが理想ではあるが、現実的には難しいため、庁内における体制も含めた生成 AI 利活用のルールひな型を示していただきたい。
- 「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン（案）」において、各府省が、CAIO を設置する体制が記載されている。一方で、自治体には「先進的 AI 利活用アドバイザリーボード」の設置を求めるものではない。同様の組織を自治体に設置する場合には、法務・個人情報保護・人権擁護・情報部門等の複数の部門が連携した体制になると考える。そのため、推進体制の例を示せると良いと考える。
- 小規模自治体を中心に、生成 AI の利活用に無関心な自治体や、生成 AI の導入に関心があっても、導入に向けての対応が劣後になっている自治体が一定数存在している。政府が主体となって生成 AI サービスの利用環境を整備して自治体に提供し、ワードやエクセルと同じ感覚で使えるようにするのが望ましく、各自治体職員に生成 AI の利便性を認識してもらうのが良いと考える。
- 小規模自治体では、CIO や CIO 補佐官の適任者の確保すら難しい状況である。仮に自治体における生成 AI の推進・ガバナンス体制図として、CAIO を設置するひな型が示されたとしても、小規模自治体では、誰かが CAIO を兼任する形になってしまうと考える。

- 各自治体は、類似する業務を行っているため、RAG を含めた生成 AI のノウハウを自治体間で共有できるようにすることで、小規模自治体の負担を軽減できると考える。
- 本自治体では、生成 AI ガイドラインは策定していない。個人情報の入力や生成 AI の生成物をそのまま利用しないこと等の留意事項をまとめた動画を視聴した職員のみで生成 AI サービスのアカウントを配付する運用である。
- 小規模自治体においては、国のように、「先進的 AI 利活用アドバイザリーボード」を設置することは困難である。複数自治体合同でアドバイザリーボードを設置する形態や、都道府県が設置したアドバイザリーボードを各自治体が利用できる形態等が実現できると良いと考える。
- 本自治体では、生成 AI の利用に関するガイドラインを作成して生成 AI を利用しているが、職員に付与する生成 AI サービスのアカウント数に限りがあり、生成 AI を利用できる職員に限られているのが現状である。無料アカウントの数を増やすなど生成 AI の利用環境を提供してもらえれば、より多くの職員が生成 AI を利用できるようになると考える。
- 機密情報や個人情報の取扱いに慎重にならざるを得ないという議論があったが、アメリカにおいて、ケースワーカーを支援するシステムで個人情報を利用している事例がある。法規制や自治体の権限は日本とアメリカで異なるものの、機密性の高い情報の取扱いを積極的に行う姿勢は参考になると考える。
- 生成 AI を国内事業者を介して国内サーバ上で利用し、入力データが学習に利用されない仕組みとしている場合においては、個人が特定されない個人情報を生成 AI で取り扱うことを許容して良いと考える。一方で、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービスでは、原則として機密性 2 以上の情報を取り扱うことはできない旨が示されている。「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の記載内容を見直すか、本ワーキンググループの成果物で機密性 2 以上の情報を取り扱える旨を案内するかの対応が必要と考える。
- 本自治体で RAG を利用した際に、Q&A 形式のように情報が整然とデータベースに格納されている場合には、生成 AI が生成する回答の精度が高いと感じている。省庁から発出される通知について、各自治体がデータベースに格納し、RAG を利用する前提で発出さ

れると、自治体職員の負担はかなり軽減されと考えられる。

- 省庁から発出される通知は、自治体職員にとっても難解な場合がある。各自治体において RAG を利用する前提の下、各通知とあわせて Q&A 形式のデータが提供されれば、庁内での質問対応を生成 AI に任せることも可能となり、利便性が高まると考える。
- 事業者によって、RAG 活用時のベクトル値の取り扱いルールが異なると想定される。省庁が、各自治体において RAG を利用する前提でデータを提供するとなると、ベクトル値の取り扱いルールの標準化について、議論が必要となる可能性がある。
- 省庁から発出される通知について、Q&A 形式で、機械判読可能な形式で発出することをルール化することは必要であると考え。加えて、そのデータをオープンデータ化していくブランドデザインを描くべきと考える。
- 省庁から発出される通知について、透明性を担保するためにも、インターネット上で公開すべきと考える。インターネット上で公開することに支障があるとしても、少なくとも、各自治体にデータベースとして提供し、必要なときに参照しやすくする必要があると考える。
- 自治体における生成 AI の導入における課題として、生成 AI の生成物の正確性の懸念が上位にあがっているが、生命、安全に関するものは慎重であるべきだが、それ以外はある程度の誤りは許容することを前提にしながら利用を推進すべきであると考え。
- 生成 AI の生成物を人が確認した上で業務に利用する前提であれば、業務の効率化と質の向上を実現できると考える。
- 省庁からの通知を機械判読可能な形式で発出することは、オープンデータ政策の議論でも言われてきたことである。RAG の利用が普及していることを踏まえて、改めてオープンデータ政策と自治体の生成 AI 利用に関する政策を関連付ける必要があると考える。
- 自治体における外国人住民や外国人観光客向けの案内の翻訳に、積極的に生成 AI を利用していくべきであると考え。生成 AI の翻訳は不完全であったとしても、翻訳がある方が便利であるため、過度に正確性を求めて公開しないよりも、非公式な翻訳として公開した方がよいと考える。不完全さは、ユーザーからのフィードバックを得て改善していく必要があるため、翻訳の利用者が、疑問点や指摘を簡単に連絡できるようにすべ

きである。

- 省庁から発出される通知が自治体職員にとっても難解であり、生成 AI に入力する前提の下、機械判読可能な形式で発出すべきという議論もあったが、自治体職員が通知内容を理解することができるように、人材育成を進めることも必要であるとする。

(以上)